

〔論文〕

## 知的財産権に関する国際私法原則の若干の問題

——日韓共同提案の国際裁判管轄権及び準拠法に関する原則——

木 棚 照 一

名古屋学院大学法学部

### 要 旨

WTOの発効後、TRIPs（知的所有権の貿易的側面に関する協定）などによって知的財産の保護基準等に関する各国法の調整について一定の前進があった。しかし、知的財産権の侵害やライセンス等に関する各国法の調整、統一はその後のラウンド交渉においてもまだまだ進んでいない。そのような中で、知的財産に関する紛争解決の予測可能性を高めるために、国際裁判管轄権、準拠法、外国裁判の承認に関する国際私法原則を統一しようとする研究が進められている。アメリカでは、ALI（アメリカ法律協会）のプロジェクトの原則が2008年に、ヨーロッパではマックス・プランク財団の特別プロジェクトの原則が2013年に公刊されている。私たちのグループは、早稲田大学グローバルCOEのプロジェクトの一つとして、日本及び韓国の国際私法学会の有力メンバー各7人で研究グループを構成し、2012年に東アジアからみた、より使いやすい国際私法原則を提案した。本稿は、国際裁判管轄権と準拠法の部分に限り、他の二つのグループの原則と対比して、私たちの原則の意義と特徴を紹介した。

キーワード：知的財産権、国際私法原則、保護国法、ユビキタス侵害

## Some Studies of Private International Law on Intellectual Property Rights

Principles of International Judicial Jurisdiction and Applicable Law in Joint Proposal Drafted by  
Members of the Private International Associations of Japan and Korea

Shoichi KIDANA

Faculty of Law  
Nagoya Gakuin University  
Professor Emeritus of Waseda University

---

発行日 2014年10月31日

## 1 はじめに<sup>1)</sup>

知的財産権は、人の知的創造活動により生産される無体の財産を対象とする排他的権利である。それだけに次のような矛盾した契機を内包するようと思われる。一方では、この権利の保護が排他的支配権に関連し、かつ、それぞれの国の産業政策や文化政策と密接に関連するだけに、権利保護国における属地的な保護を出発点とすべきことになる。他方では、その内容を知ればどこでもだれでもいつでも利用することができる無体財産を対象とするだけに、できる限り広い地域で保護されない限り、その権利の実効的行使の保護を実現することが難しくなる。知的財産権を国際的に保護する場合に、これら二つの契機をどのように考慮し、組み合わせるかは、時代によって、また、国によって異なってきたように思われる。

19世紀後半につくられた知的財産権の保護に関する伝統的な国際条約は、私法的権利に関する最も古い統一法と呼ばれることがある。このような条約の典型的なものが、例えば、1883年の工業所有権の保護に関するパリ条約である<sup>2)</sup>。この条約は、内国民待遇の原則という外国人法上の原則、優先権制度、商標に関するテル・ケル条項などを中心とした緩やかな統一私法であり、改正会議における補正を加えられながら発展し、とくに第二次世界大戦後その加盟国を増やしてきた。しかし、1970年代以降になると、一方では、加盟国の増加に伴い、先進国と途上国の利害対立が表面化し、新しい知的財産の登場に対応した改正会議における改正が進展しなくなってしまった。他方では、先進国の巨大な多国籍企業による知的財産権の濫用的行使の例もUNCTADのような国連の機関から指摘されるようになり、知的財産制度の弊害も生じてきた。このような状況の中で、知的財産権の保護が適切にされていない不正商品が国際的に市場に出回ることになり、1980年代になると、これにどのように対処すべきか、知的財産権を適正に保護するためにはどのように対処すればよいか、改めて国際的に大きな問題となってきた。

そこで、1986年11月に開始されたGATTウルグアイ・ラウンド交渉を通じて新たに知的財産権の問題を含む包括的な国際通商機関としてWTO（世界貿易機関）という組織を設立するための協定が1994年4月15日に成立し、1995年1月1日に発効した。その付属協定としてTRIPs（知的所有権の貿易的側面に関する協定）という知的財産に関する新たな協定が成立した<sup>3)</sup>。これに

1) 本稿は、2014年3月5日名古屋キャンパス曙館503教室で行われた名古屋学院大学総合研究所の第45回教員合同研究会「他学問との交錯」の報告原稿をもとにしている。しかし、本稿は専門的な論稿のつもりなので、知的財産法と他学問分野との関係、国際私法と規律対象となる社会、国際私法と国際公法との関係等について一般的に説明した最初の部分を省略した。

2) パリ条約の歴史的展開については、木柵照一『国際知的財産法』（日本評論社、2009年）38頁以下参照。

3) TRIPs協定の成立の背景については、木柵照一「アジアにおける知的財産法の展開——WTO/TRIPs成立とその影響——」今泉慎也編『国際ルール形成と開発途上国——グローバル化する経済法制改革』（アジア経済研究所、2007年）83頁以下、木柵・前掲書78頁以下参照。また、TRIPsの成立過程や内容については、木柵照一「知的所有権に関するTRIPs協定の成立過程と内容的特徴——WTO成立までを中心に——」松井芳郎・木柵照一・葉師寺公夫、山形英郎編『グローバル化する世界と法の課題（山手治之先生喜寿記念論文集）』（東信堂、2006年）163頁以下参照。

よって、科学の進歩に伴い登場する新たな知的財産の保護を含む知的財産権の最低限の保護水準について規定されるようになった。また、この協定の解釈についてはWTOの紛争解決機関が整備され、利用されて、最低限の保護水準については国際的な統一的基準が確立される展望が生じてきたように見える。しかし、例えば、知的財産権の侵害や利用契約に関する紛争につき各国の規定が調整され、調和されたわけではない。

このような問題についても国際的な実質法的な統一の試みはこれまでも行われてきたが、現在のところ成功する展望が立ってはいない<sup>4)</sup>。そこで、むしろ国際民事訴訟法の原則を含む広義の国際私法原則を調整、調和させることによって当事者の予測可能性を高め、迅速で効率的な知的財産権の行使の保護を可能にしようとする試みに、2000年代に入り注目が集まってきた<sup>5)</sup>。そのような国際的議論を喚起する契機となったのは、1999年10月30日のハーグ国際私法会議特別委員会の「民事及び商事に関する裁判管轄権及び外国判決に関する条約草案」の各国における審議であった<sup>6)</sup>。この条約案自体は、当初は知的財産権の国際裁判管轄権や外国裁判の承認の問題を含んでいたが、その後の議論の中で合意管轄の問題に限られ、知的財産については著作権に関するものだけに対象を限定されることになった。このような条約案の検討を通じて、知的財産権については、この条約案で扱われようとした国際裁判管轄権や外国判決の問題だけでなく、準拠法の問題を含めて総合的に議論される必要性が認識されるようになってきた。ハーグ国際私法会議では、条約の議論の範囲を限定することになったが、その議論に刺激されてアメリカ法律協会(ALI)が2002年に独自のプロジェクトを組織した。また、ヨーロッパにおいて、マックス・プランク財団は、もともとあったマックス・プランクの無体財産法研究所と同外国私法・国際私法研究所のプロジェクトを基礎として、2005年に戦略的プロジェクトの一つとしてヨーロッパ・マックス・プランク・グループの設置を認めて研究を開始した。

私たちのグループは、2003年度の早稲田大学21世紀COE《企業法制と法創造》総合研究所の発足以来、これらの先行する研究グループの成果に学びながら、東アジアの視点からより実状に適合した知的財産権に関する国際私法原則を研究してきた。当初は、これらのアメリカとヨーロッパの研究グループのいずれの案が東アジアの諸国の状況に適合するかを検討しようとしていた。しかし、研究を進めるうちに、現段階で直ちにそのいずれかに東アジアの諸国に妥当する原則を

- 4) これまでもWIPOにおいてこのような作業が同盟国間の特別の取極めの一つとすることが検討されてきた。例えば、2001年5月から始まった「実体特許法条約(Substantive Patent Law Treaty)」に関する交渉は、グレース・ピアリオッド、特許要件の判断基準をはじめとする種々の問題を検討したが、調整できないまま2006年に中止されている。
- 5) 諸国の国際私法をみると、わが国の法適用通則法がそうであるように知的財産権に関する規定を置かないものが少なくない。また、置かれているとしても、2001年の韓国国際私法では1カ条のみ、2010年の中国の渉外民事関係法律適用法では3カ条で規定するように、広い解釈の余地がある規定を置くにとどまる。しかし、比較法的考察に基づき国際裁判管轄規定を含むより詳細な規定を置くことが当事者の予測可能性を高めるためにも必要になっている。
- 6) このハーグ条約の審議やその後の決着については、道垣内正人編著『ハーグ国際裁判管轄条約』(商事法務、2009年)に資料を整理したうえで詳しく触れられているので、参照して欲しい。

見出すことが困難であることが明らかになってきた。私たちは、それらのグループの優れた成果を高く評価しながらも、それらの原則がそれぞれの地域の法制度、例えば、制定法と判例法における裁判所の持つ法創造機能の相違を反映した部分や地域的に形成されてきた法原則への拘りが強く残る部分があることを認めざるを得なかった。

2006年頃から私たちのグループは、むしろ東アジアからみた、より分かりやすく・使いやすい知的財産権に関する国際私法原則を独自に提案することに力を注いできた<sup>7)</sup>。これまで研究してきた日本及び韓国の知的財産権に関する実質法と国際私法の原則を踏まえながら、どのような原則が東アジアの諸国により妥当するかを先行する二つのグループの成果を参考にし、指針としつつ考察することにした。私たちの知的財産権に関する国際私法原則は、第一次的にはモデル・ロー的なものとして提案することにし、第二次的には解釈の基準としても活かすことができるものとするを旨とする。同時に、具体的な事例の適用を通じて問題が発見されれば、必要に応じて修正し、より妥当なものとする必要性も認識されていた。例えば、2012年1月のシンポジウムでは、東アジアにおける知的財産の利用システムの研究と題し、具体的に私たちの提案する原則を当てはめれば、現実に生起している問題の解決にどのように役立ち得るかを検討した。また、紛争解決システムという観点からどの程度の有用性があるかも検討しようとしてきた<sup>8)</sup>。

しかし、これらの作業は、私たちのプロジェクトの研究期間とも関連して必ずしも進めることができなかった。私たちの提案する原則がALI原則やCLIP原則と共通し、したがって普遍性を持っている部分とこれらの原則のいずれとも異なるか、一方のみと異なり、特殊性を持っている部分がある。私たちとしては、今後、全世界に普遍的に妥当するような原則を求めつつ、現段階で特殊性を持つ部分についても、そのような部分がなぜ必要になるのかに関する考察を進め、私たちの提案する原則が東アジアの社会、さらには広くアジアの社会に妥当するものとして定着できるように研究を続けていきたいと考える。

本稿は、国際裁判管轄権に関する第二章と準拠法に関する第三章に絞って話すことになる。これらの章については、『知的財産の国際私法原則研究—東アジアからの日韓共同提案—』の277頁以下に国際裁判管轄権に関する中野俊一郎教授の報告が、289頁以下に石光現(Suk Kwang Hyun)教授の報告が掲載されている。これらは簡にして要を得たものであり、私は、敢えてこれに付け加えるところはない。ここでは、少しでも皆様方の理解を深めていただけるよう、私なりの理解を示しておきたいと考える。

---

7) この点については、木柵照一「知的財産紛争に関する国際私法規則の調整と調和の試み」高林龍編『知的財産法制の再構築（早稲田大学21世紀COE叢書、企業社会の変容と法創造）』（日本評論社、2008年）283頁以下、木柵照一編著『知的財産の国際私法原則研究——東アジアからの日韓共同提案——』（早稲田大学比較法研究所、2012年）序文iii以下参照。

8) このシンポジウムの内容に関しては、「日韓比較・国際知的財産法研究（9）」『季刊 企業と法創造』9巻1号（早稲田大学グローバルCOE《企業法制と法創造》総合研究所、2012年）178～287頁参照。

## 2 国際裁判管轄権

### (1) 国際裁判管轄権決定に関する基本的考え方

国際裁判管轄権については、裁判所の判断が異ならないようなできる限り明確で予測が可能な原則を定立することが望ましい。2008年の日本案は、事案の特殊性に応じた例外的事情の考慮を可能とする一般規定を定めていなかった<sup>9)</sup>。しかし、本原則においても、いろいろな事情から個別的な裁判管轄権に関する規定を緩やかに規定せざるを得ない場合があり、個別的に事案に応じた例外を一切認めないとすれば、当事者間の公平や裁判の適正、迅速を妨げる事例も生じることが予測されるであろうと考えられた。

日本においては、裁判所の判例により事例の個別的な事情を特段の事情という形で考慮する判例が確立されつつあり、これを考慮した民事訴訟法の改正が検討されていた。韓国においては、2001年の国際私法2条においては、1項で当事者又は紛争となった事案が韓国と実質的関連を有することを要件とし、この判断にあたって、国際裁判管轄配分の理念に符合する合理的な原則に従わなければならないとしている。この規定が施行される以前には日本と同様な特別の事情を考慮する判例があったが、この規定の施行後は、次第に実質的関連性によって国際裁判管轄権の有無を判断するのが判例の大勢になってきた。

このような状況の中で、国際裁判管轄権に関して、やや緩やかで裁判所が具体的事例の特殊性を考慮する余地を残すような原則を導入することが望ましいとする点では一致したとしても、特別の事情を考慮することができるとする原則を認めるか、それとも実質的関連を考慮して決定すべきとする基本原則を認めるべきか、調整が難航した。一般的管轄及び特別管轄に関する規定を具体的に定める以上、実質的関連性を考慮して裁判所が国際裁判管轄権の有無を判断するとすれば、裁判所の実質的関連性の判断如何によってそのような規定の文言及び解釈から生じる結論を根本的に覆すことを認めることになり、明文で定めた個別的な管轄規定の意義を不明確なものとし、当事者の予測を困難なものにしてしまうことにもなりかねない。そこで、むしろ慎重に議論して定められた個別的な管轄規定を活かしながら、個別的事例における例外的事情を考慮して、訴えを却下することができるものとするにとどめる方が妥当であると考えられ、211条が規定された。このような裁判所の裁量を認める規定は、国によって異なる判断が生じる可能性を高め、当事者の予測可能性の面から問題があることを認識しつつも、一方では、現段階においては個別的な管轄規定をある程度緩やかなものとして規定せざるを得ず、他方では、考慮すべき要因をできる限り具体的に書き込むことを通じて裁判所の判断が相違することをできる限り防ぐことができると考え、このような規定を入れることにした。

このため私たちの提案は、2006年12月11日の韓国案<sup>10)</sup> 201条のように、実質的関連性の原則を国際裁判管轄に関する基本原則とはしなかった。しかし、この趣旨を過剰管轄禁止に関する消

9) 2008年12月15日の日本案については、『季刊 企業と法創造』6巻2号243頁以下参照。

10) この案については、『季刊 企業と法創造』6巻2号258頁以下参照。

極的な原則として活かすことになり、国際裁判管轄権の最後に規定を置くことになった。212条は、過剰管轄の典型的事例に当たるものを禁止管轄として規定している。

## (2) 被告の常居所等による管轄権

201条は、被告の常居所地国の国際裁判管轄権を定めている。日本法によれば被告の住所地を基準とするが、ALI原則やCLIP原則のように常居所を基準とすることが多く、2006年の韓国案202条も被告の常居所を基準としていたので、常居所を基準とすることにした。常居所の定義については、102条6項に規定されており、法人等の団体については、本店所在地又は設立準拠法所属国を含むものとしている。201条による管轄権は、専属管轄の合意に関する205条、応訴管轄に関する206条、専属管轄に関する209条による管轄が認められる場合には、201条による国際裁判管轄は認められない。

202条は、単なる営業所が国内にあるために認められる国際裁判管轄権に関する。法人等の団体に関し常居所があるといえない場合に関し単なる営業所があることにより国際裁判管轄を認める規定である。「その営業所の業務に関する事件」の解釈については分かれる余地がある。

## (3) 知的財産侵害事件及び知的財産権に関する契約事件の国際裁判管轄権

203条は、知的財産侵害訴訟の国際裁判管轄権に関する規定である。侵害行為が行われた国というのは、行動地国だけではなく結果発生地国を含む。複数の国で被害が発生した場合には、主な侵害行為が行われた国の裁判所がその侵害行為から生じたすべての被害に関する請求につき国際裁判管轄権を有するものとした。2008年の日本案11条は、もともとこのような管轄権の集中をインターネットのようなユビキタス・メディアを介した同時的・拡散的侵害に限っていた。しかし、管轄権の集中を広く認めた2009年韓国案11条1項の考え方を支持した。この規定は、知的財産権の実効的行使に役立つであろうが、同時に、裁判所が本条を適用する場合には211条の特別の事情を考慮し、過度の集中を招かないように慎重に判断される必要がある。知的財産権侵害行為が特定の国に向けられた場合には、自国で発生した被害に関する請求についてのみ国際裁判管轄権があるものとし、管轄権の及ぶ範囲を制限した（同条2項）。

204条は、知的財産権に関する契約事件の国際裁判管轄権に関する。契約に基づく実施等の利用行為が行われる国の裁判所に国際裁判管轄権を認めている。同条2項は、利用行為が複数の国で行われた場合についての注意的な規定である。

## (4) 合意管轄及び応訴管轄

205条は、合意管轄に関し、当事者が特定の国の国際裁判管轄を合意することができるものとする。この場合の合意は、方式上書面で行われなければならないものとしているが、ドイツ民法126条の規定するように原則として両当事者の署名のある書面を要求するものではない（1項）。電磁的記録によりなされた場合にも書面によってなされたものとみなされる（2項）。チサダネ号事件の最高裁判決昭和50年11月28日第三小法廷判決（民集29巻10号1554頁）と趣旨を異に

するものではない<sup>11)</sup>。当事者間に別段の合意がない限り、管轄合意を専属的なものとみなすとする2009年の韓国案13条2項があったが、合意の方法や当事者に多様性があることを考慮して専属的合意の推定にとどめた(3項)。合意の有効性の判断は、合意によって管轄権を指定した国の法によるものとしたうえで、ただし書で消費者及び労働者の保護規定を置いている(4項)。登録知的財産権の付与、登録、有効性、放棄又は取消しに関する紛争は、209条で登録国の専属管轄とするので、管轄合意の対象とならないことを明らかにした。ただし、先決問題として争われる場合には、その効果は当事者間にのみ及ぶと考えられるので、管轄合意の対象とすることができるものとした(5項)。

206条は、被告が国際裁判管轄権を有しない国の裁判所に出頭して裁判管轄権について争わずに本案の弁論をした場合に、応訴管轄が生じるものとしている(1項)。また、合意管轄に関する205条5項を応訴管轄に準用している(2項)。

#### (5) 訴えの併合

207条は、訴えの客観的併合の要件を定めている。2008年の日本案11条は、もともとインターネット等のユビキタス・メディアを媒介とし、同時に複数の国で侵害された場合についてのみ客観的併合を認めていた。これは、訴えの客観的併合は機能的にみれば特別管轄を一般管轄化するものであるから、管轄を集中化する特別な必要がある場合にのみ例外的に認められるべきと考えたものであった。それに対して、韓国の2006年208条1項ないし2009年案15条1項は、いずれも同一当事者間の複数の請求について一定の関連性ある請求について客観的併合を認めていた。請求を併合することができる要件も同一又は一連の取引に基づく請求、同一又は一連の侵害に関連する請求とされ、関連性の幅もかなり広く解されていた。ウルトラマン事件における最高裁平成13年6月8日第二小法廷判決(民集55巻4号727頁)<sup>12)</sup>や日本の改正民事訴訟法3条の6を考慮して「当該請求と密接に関連する他の請求」を要件とすることにし、ユビキタス・メディアに関する要件を削除することにした。しかし、203条2項によって自国内で発生した被害に関する請求についてのみ裁判管轄権が認められているときは、それ以外の国で生じた取引又は侵害に関連した請求を併合することができないことを明記した(207条1項ただし書)。また、209条によって専属管轄が認められている場合には、客観的併合をすることができないことを明らかにした(同条2項)。

---

11) チサダネ号事件の最高裁判決については、例えば、友納治夫・判例解説、法曹時報30巻11号1848頁、三ッ木正次・昭和50年度重要判例解説(ジュリスト615号)221頁、櫻田嘉章・道垣内正人編・国際私法判例百選〔新法対応補正版〕176頁(渡辺惺之)、桜田嘉章・道垣内正人編『国際私法判例百選〔第2版〕』(以下、「百選」と略する)200頁以下(高橋宏司)参照。

12) ウルトラマン事件に関する最高裁判決については、例えば、高部真規子・判例解説、法曹時報55巻2号549頁、木柵照一・私法判例リマークス2002年(下)146頁、松岡博;平成13年度重要判例解説(ジュリスト1224号)325頁、渡辺惺之・ジュリスト1223号106頁、前掲注10百選190頁以下(高橋宏司)参照。

208条は、訴えの主観的併合を規定する。2008年日本案209条1項は、「同一の知的財産権の侵害に関わった複数の者を被告とする場合」に限り主観的併合を認めていた。これは、知的財産紛争の最も典型的な主観的併合の例が共同侵害者に関することを前提として、実効的権利行使保護の観点から主観的併合を認める必要性の強い例に限り規定したものであった。しかし、より一般的に主観的併合を認める韓国案との調整の中で複数の被告の一人が常居所を有する国の訴えを併合できるようにする1項本文の規定がつくられた。そのうえで、ただし書において共同被告間の請求間に密接な関連があり、かつ、矛盾した判断を避ける必要性があることを要件とした。

#### (6) 専属管轄

209条は、登録知的財産権の登録、有効性等に関する訴えの専属的管轄権を規定している。登録知的財産権の定義については、102条3項に規定がある。専属管轄を認める対象となる訴えをどのように表現するかについては議論があった。CLIP原則2:401条の規定に倣い、「付与、登録、有効性、放棄又は取消し」と規定することにした(209条1項)。また、先決問題として争われる場合には専属管轄としないことを明らかにし、この点に関する裁判所の判断が控訴で法的拘束力を有しないものとした(同条2項)。

#### (7) 国際的訴訟競合

知的財産権に関する訴訟が日本と韓国の裁判所に係属することは、最近現実には生じているといわれている。213条は、このような場合に関する規定である。国際的訴訟競合については、承認予測説と呼ばれるドイツ・フランス型の考え方と裁判管轄説と呼ばれる英米型の考え方が対立する。日本民事訴訟法142条と韓国民事訴訟法259条は、既に裁判所に係属している重複訴訟の提起を当事者に禁止している。このような原則が他の国の裁判所との間で生じた場合にも適用されるかが問題となってきた。日本においてはここでいう裁判所には外国の裁判所を含まないとする関西鉄工事件に関する大阪地裁昭和48年10月9日中間判決(渉百[第2版]107)もあるが、一般論としては承認予測説に立ったグールド事件に関する東京地裁平成元年5月30日中間判決(渉百[第3版]118)や裁判管轄説に立ったと思われる東京地裁平成19年3月20日中間判決(百選[第2版]116)があり、立法的解決が必要であるといわれている<sup>13)</sup>。韓国においては、承認予測説が多数説であり、これに従ったソウル地方法院2002年12月13日判決(2000ガ合90940判決)があるといわれている<sup>14)</sup>。2008年の日本案においてはこれと異なる案も並列的に置かれていたが、1999年のハーグ特別委員会条約案21条1項、ブラッセルI規則27条1項などを参考にして、213条1項は、承認予測説に立って「本原則により承認され得る場合には、手続を中止しなければな

13) 前掲注10百選234頁(江泉芳信)、矢澤昇治「国際訴訟競合」木棚照一編『演習ノート 国際関係法[私法系]』(法学書院、2010年)203頁等参照。なお、解釈論として承認予測説に立つ場合については、木棚照一・判例評釈、発明2014年6号68頁以下、とりわけ、73頁参照。

14) 李聖昊「知的財産権事件の国際裁判管轄——日韓草案の対比検討と討論の結果」『季刊 企業と法創造』6巻2号(2009年12月)138頁参照。

らない」と規定した。もっとも、後係属外国裁判所への手続協力や調整権限については実効性が乏しいので規定していない。訴訟競合に関する協力関係が構築されていない現状のもとでこの規定がうまく機能するかどうかについては疑問も残る。しかし、今後の展開の可能性を信じ、期待して敢えてこのような規定を置くことにした。

213条2項は、先に係属した裁判所の裁判が本原則により承認される場合に、後に係属した裁判所が遅滞なく訴えを却下すべきことを規定する。

同条3項は、例外的に後係属裁判所が手続を続行できる二つの場合を規定する。その一つは、先に係属した訴訟の原告が本案審理の進行に必要な手続を怠っている場合であり、他の一つは、先係属裁判所が合理的期間内に本案裁判を行わない場合である。この規定はあくまで例外規定であるのでその適用には慎重さが求められる。

同条4項は、債務不存在確認訴訟と実体的給付訴訟との二重訴訟がある場合について規定する。このような場合には、同一当事者間の同一債務に関する訴えであっても、請求内容を異にするから、国際的二重訴訟に当たらないともいえそうである。しかし、本原則ではこのような場合を含めて国際的二重訴訟とみるものとし、つぎのような二つの要件を満たす場合には、債務不存在確認訴訟が係属する裁判所は、先に係属した訴訟手続を中止しなければならないものと規定した。すなわち、①債務不存在確認請求訴訟の被告が本案に関する最初の弁論を行う前に、別の国で給付訴訟が提起された場合で、かつ、②別の国で下されるべき裁判が本原則により承認されるべき場合である。

同条5項は、前項までの訴訟係属の先後を決定する基準時を規定する。この規定は、ハーグ予備草案21条5項を参考にしながら、ALI原則221条4項に従って作成されている。しかし、とりわけただし書の部分につき送達制度を異にする東アジアの諸国からみて違和感が生じないか、もう少し検討すべき課題が残されている。

### 3 準拠法

#### (1) 知的財産権の準拠法に関する原則

知的財産権に関し属地主義の原則が支配していることは、その根拠をどこに求めるかについて見解の相違があるとしても、広く認められてきた。属地主義の原則は、本来一方的抵触規定を導くにとどまるけれども、ウルマー（Eugen Ulmer）教授がこれを双方化して、保護国という連結点で表現して以来、知的財産権の成立、有効性、内容等の知的財産権自体に関わる問題に関しては、保護国法による点については広く認められているように思われる。むしろ問題となるのは、保護国法という概念をどのように明らかにし、分かりやすい概念とするか、また、保護国法の原則を柔軟化し、どのようにどの程度例外を認めるかである。

301条1項は、保護国法の原則を定めている。原則として「知的財産権自体に関わる問題」に適用されるものとし、個別的に例外規定を置くことにしている。

同条2項は、保護国法を「その領域について保護が求められる法」として、その定義を定めて

いる。登録知的財産権については、異論があり得るところであるが、学説や判例で登録国法という概念が用いられていることを考慮して、登録国法を保護国法と推定している。

302条は、準拠法の合意の効力を定める。同条1項本文では、当事者間における紛争の全部又は一部につきいつでも準拠法を合意することができるとし、同項ただし書で、301条1項に該当する問題や移転可能性に関する合意は当事者間においてのみ効力を及ぼすものとした。この規定は、アジアの諸国における法状況を考慮して当事者間の合意にできる限り広い効力を認めようとしたものである。しかし、このような地域的な状況を反映した規定とのみみることも正当でないであろう。この問題は、例えば、クラウド環境下における知的財産権侵害の準拠法とも関連する<sup>15)</sup>。新しいコンピュータの利用形態として着目されるクラウド・コンピューティングについては、いろいろな定義が可能であるが、一般的に言えば、データセンターに蓄積されたコンピュータ資源を適宜、適切に配分し利用者の必要に応じてインターネット等のネットワークを通じて提供するビジネスモデルをいい、利用者側からは提供される資源がどこに所在するか分からないような技術が使われていることがある。このような場合に、少なくともクラウド・サービス・プロバイダーが著作権者、最終利用者間の契約を適切にきっちり行っていれば、サービス・プロバイダーや最終利用者が想定外の損害賠償訴訟等の紛争に予想を超えた形で巻き込まれることのないようにできることが、ビジネスモデルとしてのクラウドを発展させるためには必要である<sup>16)</sup>。302条の規定によると、知的財産自体に関する問題についても当事者間で準拠法合意があれば、少なくともその当事者間で合意した準拠法によることができるので、サービス・プロバイダーが著作権者及び最終利用者としっかりした契約を締結しておけば、予測に反した紛争に巻き込まれることを防ぐことができるはずである。302条1項ただし書の規定は、この点からも有益であるように思われる。

302条2項は、準拠法の合意がその合意以前に発生した権利に影響を及ぼさないものと規定し、同条3項は、準拠法合意の有効性を合意により指定された準拠法によるものとした。

303条は、手続問題を法廷地法によることを注意的に規定している。何が手続問題であるかについては、法性決定上の問題であり、国内の実質法規定に捉われ過ぎることなく、国際私法独自の立場から法性決定が一致するようになる方向を目指すことが期待される。

## (2) 知的財産権侵害

知的財産権侵害やその救済方法を知的財産権の効力とみるか、不法行為の問題とみるか、それ

15) 2012年10月16日から18日のALAI（国際著作権法学会）京都大会では、「“クラウド”環境における著作権と関連権」というテーマが取り上げられている（ALAI Japaned., Copyright and Related Rights in the “Cloud” Environment, Proceedings of the ALAI Congress 16-18 October 2012(2014)）。この会議では、属地的に捉えられてきた著作権等の権利と国交を越えて展開されるクラウド・コンピューティングというビジネスモデルをどのようにしたら調和的に捉えることができるかが検討された。なお、クラウドという言葉は、もともとはインターネットを雲形の記号で表示したことと関連するようである。

16) 例えば、Zentaro Kitagawa, Business Law Approach to Cloud Services, ALAI Japan, op. cit., p.13tt. 参照。

とも、差止請求権については知的財産権の効力とみて、損害賠償請求等については不法行為とみるかについて見解が分かれる。この問題について当事者間の準拠法合意をどの範囲で認めるかに関しても議論の余地がある<sup>17)</sup>。

304条1項は、知的財産権侵害及びその救済方法を保護国法によるとしながら、当事者が302条により準拠法を合意した場合には、その当事者間では合意した準拠法によることができるものとした。同条2項では、知的財産権侵害の救済方法として不法行為だけではなく不当利得や事務管理が問題となることがある点を考慮して、これについても同一の準拠法によるものとし、適応問題の発生を防止している。3項では、不正競争行為の準拠法をマーケット・インパクト理論により定めることを規定した。保護国法概念をALI原則のように捉えるか、それともCLIP原則のように捉えるかによって本項の意義は異なってくる。保護国法をマーケット・インパクト理論で捉えるALI原則によれば、本項は単なる注意規定になるが、そのようにみないCLIP原則によれば、単なる注意規定ではないことになる。

305条は、領域外で行われた行為について侵害を認定する要件について規定する。つまり、①侵害行為が保護国に向けられていること、②そのような行為が保護国において直接的でかつ実質的な損害を及ぼすおそれがあることを必要とする。この規定は、カードリーダー事件に関する最高裁平成14年9月26日判決(民集56巻7号1551頁)<sup>18)</sup>やXガール事件に関する韓国大法院判決<sup>19)</sup>において教唆・幫助行為又はその準備行為が保護国の領域内で行われなければ侵害を認定しないことになり、知的財産権の過小保護になるので、このような事態を回避してグローバル化の中でも知的財産権を適切に保護しようとするために設けられた。

306条は、インターネット等のユビキタス・メディア又はそれに類似する手段による不特定かつ多数の国における知的財産権侵害に関する特則を規定する。このようなユビキタス侵害について伝統的な原則をそのまま適用するとすれば、保護国法を特定することが困難な場合があり、そうでないとしてもモザイク的に多数の保護国法により保護されることになるので、知的財産権の行使を実効的に保障することができなくなるおそれが生じる。例えば、Aが全世界でダウンロードすることができるようミュージック・ファイルを不法にアップロードするとしよう<sup>20)</sup>。ウェブ

17) この点に関する各国国際私法に比較法的研究については、例えば、木棚照一編『国際知的財産訴訟の基礎理論』(財団法人経済産業調査会、2003年)157～297頁参照。また、特許侵害に関する実質法の比較法研究については、青山葆・木棚照一編『国際特許侵害』(東京布井出版、1996年)参照。

18) カードリーダー事件最高裁判決については、例えば、高部眞規子・ジュリスト1239号130頁、道垣内正人・平成14年度重要判例解説(ジュリスト1246号)278頁、木棚照一・判例批評、民商法雑誌129巻1号106頁、渡辺惺之・私法判例リマックス2004年(上)154頁、前掲注10百選104頁以下(島並良)参照。

19) Xガール事件に関する韓国大法院判決については、例えば、木棚・前掲注2書251頁等に簡単に紹介されている。

20) この設例については、European Max Planck Group on Conflict of Laws in Intellectual Property, Conflict of Laws in Intellectual Property The CLIP Principles and Commentary (Oxford University Press, 2013) p. 29を参照した。

上与えられているコンピュータ上の指示は、英語であるが、全世界の現地の言語に自動的に翻訳されるようになっており、そのウェブはどこでもアクセスできるとする。Aは、たぶん全世界でそのミュージック・ファイルの著作権を侵害することになる。このようなユニバース侵害においては、著作権者の利益からみれば全世界で効果を持つ侵害が求められる。ところが、そのミュージック・ファイルは、全世界の少なくとも166か国の著作権によって保護されている。支配的な裁判実務によると、このような権利の束の侵害は、すべてにおいてではないにせよ、その被告に対し一般的管轄権を有する裁判所、つまり、その常居所地の裁判所に併合される。しかしながら、裁判地は一つとみることが難しいかも知れず、それぞれの国は知的財産権の実効的な行使に効果的な手続を提供しないかもしれない。請求の併合が裁判管轄権の段階で可能としても、原告は166か国又はそれ以上の著作権法で訴えなければならず、それに挑もうとする当事者や裁判所にとって不可能な作業になる。そこで、そのようなことが生じないように、1項では、「最も密接な関連を有する国の法」を決定して、この国の法を適用することを規定する。2項では、その決定の際に考慮すべき三つの要素を規定する。つまり、侵害したと主張されている者の常居所地(1号)、侵害を引き起こす活動が主に行われるか、そこに向けられている国及び侵害の主な結果の発生地(2号)、その知的財産の権利者の主な利害関係地(3号)である。もっとも、1号の常居所は、知的財産権侵害を引き起こす活動が特定の営業所の活動の中で生じた場合には、その営業所所在地を常居所とみなすものとしている(1項ただし書)。そのうちどれか一つだけに着目する方法、例えば、2号の要素を中心に決定する方法もあるが、本原則ではそれらすべてを全体的に考慮することにした。その方が個別事例の多様性を考慮した妥当な解決が可能となると考えたからである。

3項では、最も密接な関連を有する国の法として準拠法を単純化することは先決問題として争われる場合にも妥当するので、前2項の原則に従うものとした。

4項では、当事者により密接な関連がある国の法が他にあることを証明させることを認め、判決の抵触が生じない限り、責任及び救済の範囲につきそのような国の法を適用することとした。

### (3) 知的財産権に関する契約

307条は、準拠法の合意については302条に規定を置いたので、当事者による準拠法選択がない場合における知的財産権の譲渡及び実施許諾等に関する契約準拠法を規定する。同条1項では、「契約締結時における当該契約に最も密接な関連がある地の法による」ことを規定した。このような最密接関連地法の決定については、特徴的給付の理論を採り特徴的給付者の常居所地法ないし主たる営業所所在地法を最密接関連地法と推定する点については一致していても、特徴的給付者の決定については先進国側と途上国側で意見の対立があり、一致を得ることが困難な状況にある。

同条2項では、そのうちのいずれを特徴的給付者とみるかを決める際に考慮すべき三つの要素を規定した。CLIP原則も3:502条2項も譲受人又は実施権者の契約締結時の常居所地法を最密接関連地法とする要素と創作者、譲渡人又は実施等の許諾者の契約締結当時の常居所地法を最

密接関連法とする要素に分けてより詳細に列挙する規定を置くにとどまる。

同条3項は、附従的連結の規定であり、同一当事者間で同一の知的財産権に関し債務不履行責任と不法行為責任が問題となる場合に、不法行為責任については契約責任の準拠法に従属させ、契約準拠法によることを規定する。これは、国際私法上の適応問題の発生を防止しようとする規定である。

#### (4) 最初の権利者及び移転可能性の決定の準拠法

308条は、知的財産の最初の権利帰属の準拠法を規定する。同条1項は、保護国法によることを原則として認めながら、2項は、著作物の最初の権利帰属をその著作物の最初に創作された国の法によるものとし、ただし書で最初の創作国が不明の場合に関する推定規定を定める。これは、登録知的財産権の最初の権利帰属については登録国ないし保護国法によることには争いが無いが、非登録知的財産権の最初の権利者、とりわけ、著作物に関する最初の権利帰属については米国において著作物の本源国法によった一連の判決があり、ALI原則313条1項は、非登録知的財産権の最初の帰属について創作者が一人である場合(a号)、創作者が複数の場合(b号)、雇用関係から創作された場合(c号)に分けて規定する。ヨーロッパにおいてもハンブルクのマックス・プランク研究所の所長であったドロブニック(Ulrich Drobnig)教授のように、著作物の流通の便宜の観点から著作物の最初の権利者については、その権利の保護国の如何を問わず、統一的に著作物の本源国法によるとする見解が主張されている<sup>21)</sup>。

私たちは、東アジアにおける著作物流通の現状からみると、著作物の最初の権利者やその権利の流通性について統一的に最初に創作された国の法によるのが妥当と考えた。このような原則を採用の方が著作権に関する契約による移転や利用許諾を促進するためにより適していると考え、308条2項にその旨を定めた。最初の創作国が不明である場合については創作当時の創作者の常居所地で創作されたものと推定する規定を同条2項ただし書に挿入した。創作者が複数いる場合には、創作者間の合意によって定めた創作者の創作当時の常居所地国で創作したものと推定し、そのような合意がない場合には、多数の創作者が創作当時常居所を有した国で創作されたものと推定することにした。

同条3項は、ALI原則313条2項に倣い、著作物に適用される補充原則を定めた。つまり、2項で決定された準拠法によれば、権利を認めない場合に、権利者を保護するための補充原則として、その権利が最初に利用され、保護される国の法によるものとしている。

同条4項は、従業者の発明や著作に関し規定する。知的財産権が雇用契約その他の以前から存在する関係から発明や著作が創作された場合における最初の権利帰属については、そのような契約や関係の準拠法に従属的に連結されるものとした。現代の重要な発明等は複数の従業者の協力・協働により完成することが多いので、とくにこの点につき明文の規定を置くことにした。

---

21) ドロブニック教授の見解については、Drobnig, *Originärer Erwerb und Übertragung im Kollisionsrecht*, 40 *Rebels Z.* (1976) S. 196f., 木柵照一『国際工業所有権法の研究』(日本評論社, 1989年) 190頁参照。

309条は、知的財産権の移転可能性の準拠法を定めている。1項では、この点につき保護国法によることを規定する。2項では、著作権の移転可能性について302条に定める当事者間の合意により308条2項に定める法と同一の法によることができるものとした。特許等の登録知的財産権の移転可能性については保護国の利害が強く関連し、保護国法によらざるを得ない面が強くある。しかし、著作権については、ベルヌ条約で無方式主義が採られ、登録が権利の発生要件とされていないところからみても保護国との関連は希薄であるといえる。本原則では、著作物の流通性を高めるために、移転可能性を含めて最初の帰属の準拠法と同一の法を当事者が選択できることにした。

同条3項は、知的財産権の譲渡等の第三者に対する効力について保護国法によるものとした。

#### (5) 準拠法に関する補則

反致、外国法の証明、強行法規の適用、公序等国際私法総則に関する東アジアの諸国の規定が相違する場合があります、その解釈についても異なる可能性を持つ。この点について全く触れないのでは、これまで慎重に準拠法に関する規定を検討してきても、實際上同一の準拠法が適用される可能性が保障されず、知的財産権の実効的行使を保障することも難しくなる。

例えば、日本の法適用通則法41条は当事者の本国法によるべき場合に限り反致を認めるが、韓国国際私法9条はこのような限定を付けずにより広く反致を認めている。310条は、このような相違を考慮して反致を排除している。ハーグ国際私法条約などでもこのような規定が置かれていることを考慮した。

外国法が準拠法となる場合に、その準拠法の内容ができる限り正確に調査され、適用されるようにしなければ、準拠法決定に関する原則を定めてもその原則の目的が達成されない。311条1項は、外国法の内容を職権で調査し、適用しなければならないものとしつつ、当事者が本原則により指定された準拠外国法に基づいて権利を主張し、抗弁等を提出する場合には、その外国法を調査すべきであるから、その内容を確定するために当事者の協力を求めることができるものとした。同条2項では、アジアでも香港、シンガポールのように外国法の内容を当事者の主張・立証に委ねる法域もあるので、そのような法域において事件が係属した場合には、当事者がその内容を主張・立証しなければならないものとする。

312条は、強行法規の適用を規定する。1項では、法廷地の絶対的強行法規の義務的適用を定める。2項では、外国の強行法規の適用について、これを適用することができるとする。適用することができることに對しては反対意見もあったが、ALI原則323条やCLIP原則3：901条1項の規定などからこの意見を採り入れなかった。

313条は、公序に関する規定であり、ALI原則322条、CLIP原則3：902条、韓国国際私法10条などを考慮して「明らかに」という文言を挿入した。

#### 4 まとめ

以上、私たちの提案する原則の国際裁判管轄権と準拠法の部分を中心に説明してきた。アジアの安定的経済成長と平和のためには、日本、韓国、中国を中心とするアジアの諸国の経済的連携が重要となる。しかし、これを進めるためには、知的財産権の実効的行使を可能とする法システムの構築が不可欠になる。しかし、このような法システムを実質法の統一や調整のみで達成しようとする、各国の利害が対立し難くなる。日韓のFTA/EPA交渉においても、知的財産権条項をどのようにするかをめぐる対立がその締結を困難にした面もあるといわれている。それだけに、私たちが提案している知的財産権に関する国際私法原則を含めた検討が必要になっているように思われる。

私たちの提案する原則の特徴をまとめるために、若干の問題点を取り上げてALI原則とCLIP原則と対比して述べてみることにする。時間の関係もあるので、ここでは幾つかを例示して述べるにとどめたい。

まず、ALI原則<sup>22)</sup>とCLIP原則<sup>23)</sup>とも一見共通ないし類似した規定がみられる。例えば、保護国法の原則を定める301条1項は、ALI原則301条1項、CLIP原則3:102条と類似するようにみえる。ALI原則301条1項は、登録知的財産権については、登録国法により(a号)、その他の知的財産権については保護国法によるものとする(b号)。これは、2004年の予備草案では、登録知的財産権の存在、有効性、範囲及び侵害の救済方法については登録国法により、その他の非登録知的財産権の存在、有効性等の問題については、いわゆるマーケット・インパクト理論により市場への重大な影響を及ぼした国の法によるものと規定していた。これは、保護国法が法廷地法と解され、不法行為の準拠法を適用するものと解されることがあり、不明確となるという観点からマーケット・インパクト理論によることを規定したものであった。2005年の予備草案では、保護国法とするA案とマーケット・インパクト理論を定めるB案が並列的に置かれていた。しかし、「その領域について保護が求められる国」と保護国を定義すれば、そのようなおそれなくなり、著作者人格権についてもそのまま妥当する規定となる点から、2006年の予備草案からCLIP原則に合わせて保護国法によるものとした<sup>24)</sup>。しかし、従来のマーケット・インパクト理論を放棄するという趣旨ではないようであるから、保護国法の意義がCLIP原則のそれと一致するとは限らないことになる。CLIP原則3:102条は、その国について保護が求められる国の法とし、保護国法を知的財産権の存在、有効性、登録、範囲及び保護期間そのような権利自体に関するあらゆる問

22) ALI原則については、The American Law Institute, Intellectual Property Principles Governing Jurisdiction, Choice of Law, and Judgments in Transnational Disputes (2008)のほか、条文の翻訳については河野俊行編『知的財産権と渉外民事訴訟』（弘文堂、2010年）10頁以下参照。

23) CLIP原則の条文については、木棚照一編『知的財産の国際私法原則研究』（早稲田大学比較法研究所、2012年）499頁以下参照。

24) 木棚照一「知的財産紛争の準拠法決定原則」『季刊 企業と法創造』4巻1号（2007年6月）166頁以下参照。

題に適用されるものと定める。これは、(知的財産権条約に共通する内国民待遇の原則から保護国法の原則を導き出した) ウルマー教授の理論を基本的に引き継いだものであり、訴訟において求められる知的財産権の保護がどの国の領域についてのものかを問題としているので、インパクト理論のように効果に着目した概念ではないといえよう。

アジアの諸国においては、保護国法の概念が必ずしも定着しているとはいえない面もあるので<sup>25)</sup>、私たちの提案する原則301条2項では、保護国法をCLIP原則と同様に知的財産権自体に関する原則的準拠法としながら、登録知的財産権についてはそれを登録国法と推定する規定としている。登録国という連結点を用いるとすれば、輸入特許など特殊な場合に登録国が複数あるといえる場合が生じるが、このような推定規定自体は保護国法の概念をアジアの諸国に定着させるためにも有益であると考えた。

ユビキタス侵害の準拠法を単純化するために306条に特則が置かれている。特則が置かれているという点ではALI原則321条やCLIP原則3:603条の規定と一致する。306条1項は、「全体として最も密接な関連を有する国の法を適用する」2項で考慮すべき要素を三つに分けて規定した。CLIP原則3:603条1項は、インターネットのようなユビキタス・メディアから生じた侵害に関する争点に限り適用されるものとする。また、同条2項は、最密接関係国を決定する際に考慮すべき要素を四つに分けて規定する。ALI原則321条1項は、「侵害と主張される行為がユビキタスであり、複数の国の法の適用が主張されている場合」に関する規定とされ、ユビキタス・メディアによる侵害に限定せず、当該紛争の最密接関係国法を判断するに当たり考慮されるべき要素を4つ例示する。いずれも、私たちの提案する原則306条4項で定めるような当事者による証明を許している(ALI原則321条2項、CLIP原則3:603条3項)。私たちの提案する原則306条は、表題で「インターネット等のユビキタス・メディア又はそれに類似する手段による不特定かつ多数の国における知的財産侵害」と定め、特則の適用範囲については、CLIP原則に近い規定としている。

つぎに、私たちの提案する原則のうち、ALI原則には類似する規定があるが、CLIP原則にはない規定をみてみよう。例えば、308条2項は、著作物の最初の権利帰属については保護国法の適用を除外して、最初に創作された国の法によることを定め、同条3項は、前項で定める準拠法が知的財産権を認めない場合に関する規定を置く。ALI原則313条1項、2項にもこれと類似する規定がある。しかし、CLIP原則3:201条1項においては、著作物についても登録により生じる知的財産権の最初の帰属と同様に保護国法によって決定することが原則とされ、最初の権利共有者についても、3:201条により、その持分の譲渡性については保護国法によるものとされている。

25) 日本の判例の多くは、著作権の準拠法については保護国法という概念を使用しているが、特許権等の工業所有権については登録国法という概念を使用している。しかも、カードリーダ事件最高裁判決にみられる損害賠償請求と差止請求の二分説に基づき、差止請求についてのみ登録国法又は保護国法を準拠法としてきた。また、著作権について保護国法とされたのは日本法に限られている(例えば、野村美明「日本の知的財産権判例における保護国法の意義」木棚照一編・前掲注7書459頁参照)。用語の使用例については、ALI原則§301(1)に近い理解に基づいているといえよう。

る。なお、著作権の移転可能性についても、私たちの提案する原則は、302条に定める準拠法の合意によって権利の最初の帰属に関する準拠法と同一の準拠法によることができるものとした。この点は、ALI原則やCLIP原則とも異なっており、独自の規定とすることができる。著作物の契約による移転や利用許諾を容易にしようとする趣旨をこれによってより徹底することにした。

さらに、CLIP原則にあるが、ALI原則にはない規定としては、例えば、領域外行為についての侵害の認定に関する日韓共同提案305条がある。これは、日本及び韓国の最高裁判所の判例を考慮したものであるが、結果的には、CLIP原則3：602と類似する。法廷地法の適用に関する日韓共同提案303条もCLIP原則3：101条の規定と同旨のものといえる。

最後に、日韓共同提案に独自の規定として、例えば、特別の事情による訴えの却下に関する211条、禁止管轄に関する212条、準拠法の合意を知的財産権の成立、有効性、消滅など知的財産権自体に関わる問題や移転可能性についても認め、当事者間に限って効力が生じるものとした302条ただし書と、そのような準拠法の合意は、その合意以前に発生した第三者の権利に影響を及ぼさないことを定めた同条2項などがある。これらの規定は、東アジアの諸国をめぐる特殊な法状況を反映したものといえるが、とりわけ、302条ただし書は、既に述べたようにクラウド環境下でのビジネス・モデルに関連して、当事者の予測可能性や法的安全性を確保できる点でも有益であろう。

とはいえ、私たちの提案する原則には、解釈に委ねざるを得ない部分も少なくなく、本当に初期の目的のように知的財産権の実効的行使に役立つ原則となっていくかどうか疑問が残る部分もある。私たちの提案は、あくまで研究者の学問的な意見にすぎないともいえるが、これをたたき台にして東アジアにおける知的財産権の国際私法原則に関する議論が促進されることを期待したい。

## 参考文献

- The American Law Institute, Principles of the Law: Intellectual Property, Principles Governing Jurisdiction, Choice of Law and Judgements in Transnational Disputes (American Law Institute Publishers, 2008)
- European Max Planck Group on Conflict of Laws in Intellectual Property, Conflict of Laws in Intellectual Property; The CLIP Principles and Commentary (Oxford University Press, 2013)
- Toshiyuki Kono Ed., Intellectual Property and Private International Law (Hart Publishing Ltd., 2012)
- 河野俊行編『知的財産権と渉外民事訴訟』(弘文堂, 2010年)
- 木棚照一編『知的財産の国際私法原則研究——東アジアからの日韓共同提案』(早稲田大学比較法研究所, 2012年)